

教第38号議案

指定管理者の指定の件(神戸市立婦人会館)に関する意見決定の件

神戸市立婦人会館の指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成28年10月11日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

指定管理者の指定の件（神戸市立婦人会館）に関する意見  
神戸市立婦人会館の指定管理者の指定の件については異議ありません。

平成28年10月11日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

教委生第1142号

平成28年10月5日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助様

神戸市長 久元喜造

指定管理者の指定の件（神戸市立婦人会館）に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、神戸市立婦人会館の指定管理者を指定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局社会教育部生涯学習課）

第 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立婦人会館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成28年11月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立婦人会館

2 指定管理者

神戸市中央区橋通3丁目4番1号

神戸市立婦人会館管理運営共同事業体

代表者 神戸市婦人団体協議会

会長 玉田 はる代

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

理 由

神戸市立婦人会館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。